



環境に関する最新的话题をピックアップしてわかりやすくご提供していきます。



SOMPO ホールディングス | Innovation for Wellbeing

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント

当資料は、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社により作成された一般的な情報提供資料であり、勧誘を目的としたものではありません。また、法令等にもとづく開示書類ではありません。当資料に記載されている各事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果等を保証するものではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。特定の投資信託をお申し込みの際には、投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、必ずお受け取りの上、詳細をご確認ください。また、お申し込みに関する決定は、お客さま自身でご判断下さい。



## ECOトレンド

旬の情報をお届けするコーナーです。



### ★気候変動イニシアティブの設立

脱炭素社会の実現に向けて、日本国内の100以上の企業や自治体、NGOなどが参加するネットワーク組織「気候変動イニシアティブ」が、2018年7月に設立されました。米国では、企業、州政府、自治体などが「We Are Still In」という連携組織を作り、米国政府がパリ協定からの離脱表明後も、気候変動対策の強化に取り組んでいます。この米国での取り組みを受けて、他の国々でも、国家政府以外の多様な主体が連携する横断的組織をつくる動きが始まっています。同イニシアティブも、このような国際的な動きに連携するものであり、参加する企業等からの積極的な情報発信や参加団体間で情報交換を行うことで、日本の気候変動対策の強化を目指しています。

出典：気候変動イニシアティブ

<https://www.japanclimate.org/> (アクセス日：2018年8月10日)

### ★環境報告ガイドライン改定

環境省は、2018年6月に「環境報告ガイドライン2018年版」を公表しました。同省は、環境配慮促進法や環境報告ガイドラインなどを通じ、事業者による環境報告を普及・促進しています。「環境報告ガイドライン2012年版」公表以降、SDGsやパリ協定などの国際的な枠組が確立し、事業者を取り巻く環境が大きく変化しました。事業者には、環境負荷低減や環境配慮の取り組み状況だけでなく、経営戦略の中でいかに環境課題に取り組んでいくか、将来志向的な報告が求められています。こうした変化を踏まえ、事業者、利用者、有識者等で構成される検討委員会での議論を経て、改定が行われました。

出典：環境省 「環境報告ガイドライン(2018年版)」の公表について

<https://www.env.go.jp/press/105649.html> (アクセス日：2018年8月10日)



## 外来種について

### 外来種とは？

昨年、兵庫県で初めて確認されたヒアリなどを始め、外来種の問題が報道やテレビ番組でも取り上げられ、近年話題となっています。外来種とは、もともとその地域にいなかったにもかかわらず、人間の活動によって新たに他の地域から持ち込まれた生物のことを指します。

### 外来種の問題点

外来種の引き起こす問題は大きく3つあります。

- ①生態系への影響：在来種を捕食したり、生息の場を奪ったり、交雑することで遺伝的攪乱を起こす可能性があります。
- ②人間への影響：毒をもつ外来種にかまれたり刺されたりする危険があります。
- ③農林水産業への影響：特定の作物を食い荒らしたり、漁獲対象の生物を捕食したりするものも存在し、農林水産業への被害が出ます。



### 外来種への対策

外来種への対策として「外来生物法」が制定されています。「外来生物法」では、海外から日本に持ち込まれた生物で、生態系や生命、農業、環境に影響をもたらす生物は「特定外来生物」と呼ばれ、輸入を含め、飼育や運搬、野に放つことなどが禁止されています。また、環境省では、外来種の被害予防のため、「入れない」「捨てない」「拡げない」という三原則を作成しています。外来種対策においては、個々人がこういった原則を理解し決まりを遵守することが必要です。

出典：環境省 日本外来種対策 <https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/invasive.html#sec1>  
(アクセス日:2018年8月2日)

本資料は情報の提供のみを目的としたものであり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。本資料を勧誘等に使用したり、本資料の全部または一部を当社に無断で複製もしくは配布したりすることはできませんのでご注意願います。



## 多発する水害と地域を守る「水防」

### 身近な災害「水害」

日本では、台風や豪雨による河川の氾濫などにより、毎年のように「水害」が発生しています。気候変動に関する政府間パネルの第5次評価報告書では、今後、世界平均気温が上昇するにつれ、日本を含む熱帯や中緯度地域で大雨の頻度が増す可能性が非常に高いことが指摘されています。

国土交通省のデータによると、全国1,741市区町村（2015年末）のうち、2006年から2015年までの10年間に一度も河川の氾濫等による水害が発生していないのは、わずか49市区町村（2.8%）に過ぎず、残り1,692市区町村（97.2%）では10年間に1回以上の水害が発生しており、さらに半数近くの830市区町村（47.7%）では、10年間に10回以上の水害が発生しています。

特に、近年は、ゲリラ豪雨と呼ばれる時間雨量50mmを超える豪雨の発生件数が増加傾向となっています。

### 高まる水害リスクと「水防活動」

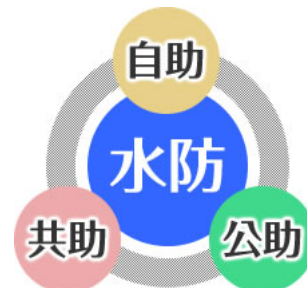
このように、水害リスクが高まる中、災害に強い国づくり・まちづくりが必要となっています。国や地方自治体なども河川改修や治水施設の整備など、様々な取り組みを行っていますが、いつ起こるかわからない台風や豪雨に備えるためには、個人の取り組みのほか、地域コミュニティなどによる取り組みも重要になります。

「水防活動」とは、水害による被害を減らすために、地域住民が協力して行う防災活動です。具体的には、洪水のおそれがあるときに、地域住民が協力して、土のうを積んで堤防を補強したり、近所の人たちに注意を呼びかけたり、避難を誘導したりする活動のことです。そこで重要な役割を果たすのが、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神に基づいて、地域住民によって構成される「水防（消防）団」です。

水防団は、水害の未然防止や被害の最小化に大切な役割を担っています。近年では、団員の数が減少し、高齢化も進んでいることから、団員の確保が課題となっています。水防活動を充実させるために、新たな団員の参加が求められています。



<水防シンボルマーク>



<水害対策の考え方>

※自助は個人、公助は行政、共助は地域コミュニティなどによる取り組みを指す

出典：環境省 地球温暖化問題の概要 <https://www.env.go.jp/earth/ondanka/knowledge/Stop2017.pdf>  
政府広報オンライン 河川の氾濫や高潮など、水害からあなたの地域を守る、「水防」  
<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201507/1.html> (アクセス日:2018年7月31日)

本資料は情報の提供のみを目的としたものであり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。本資料を勧誘等に使用したり、本資料の全部または一部を当社に無断で複製もしくは配布したりすることはできませんのでご注意願います。



## 気になるECOワード

(出所：各種資料をもとに SOMPO リスクアマネジメント作成)

### マイクロプラスチック

マイクロプラスチックとは、小さなビーズ状のプラスチックや、環境中に流出したプラスチックが紫外線や摩擦により劣化・碎片化したものなど、5mm以下の微細なプラスチックを指します。近年、海洋ごみとして流出したマイクロプラスチックが食物連鎖に取り込まれ、沿岸や海洋の生態系、人間の健康にも悪影響を与えることが懸念されており、世界的な課題となっています。

2018年6月のG7シャルルボワ・サミットでは、達成期限付きの数値目標を含む「G7海洋プラスチック憲章」が、カナダおよび欧州各国によって署名されました。日本は米国とともに本憲章への署名を見送りましたが、G7だけでなく途上国を含む世界全体の課題として対処することが必要であるとして、日本が議長を務める2019年のG20でこの問題が取り上げられる予定です。

### 燃料電池自動車

燃料電池自動車とは、車載の水素と空気中の酸素を反応させて、燃料電池で発電し、その電気でモーターを回転させて走る自動車です。燃料電池自動車は、燃料電池の発電効率が高いため、ガソリンエンジン車やディーゼルエンジン車と比べて非常に高いエネルギー効率を有しています。

現代の自動車社会において、自動車からの排気ガスが一因とされている地球温暖化や大気汚染の問題は、深刻な環境問題の一つです。燃料電池自動車をはじめとした、大気汚染物質の排出が少なく、燃費性能が優れている次世代自動車の普及は、環境問題への重要な施策の一つといえます。

### 大気環境配慮型SS認定制度

ガソリンを自動車に給油する際に発生する「燃料蒸発ガス」は、大気汚染物質である光化学オキシダントやPM2.5の原因物質の一つとなっています。環境省および資源エネルギー庁はこの「燃料蒸発ガス」の削減を図るため、給油時に発生する「燃料蒸発ガス」の回収装置を有する給油機を設置した給油所（サービスステーション）を、「大気環境配慮型SS」として認定する制度を創設しました。これにより、「大気環境配慮型SS」の普及を促進し、大気環境の保全を図ることを目的としています。

ぶなの森ニュース

2018年9月号

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

問合先 TEL 0120-69-5432

(クライアントサービス第二部)

ホームページアドレス：<http://www.sjnk-am.co.jp/>



## <当ファンドの主なリスクと留意点>

### 《基準価額の変動要因》

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様<sup>※</sup>に帰属いたします。したがって、投資者の皆様<sup>※</sup>の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

### ■価格変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

### ■信用リスク

株式の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

### ■流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

### 《その他の留意点》

- ◆クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。
- ◆収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。
- ◆ファンドとベンチマークは組入銘柄が異なることがあり、ファンドの運用成績はベンチマークを下回る場合があります。

くわしくは、投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください

<お客さまにご負担いただく手数料等について>

くわしくは、投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください

損保ジャパン・グリーン・オープン（愛称：ぶなの森）への投資にともなう主な費用は、以下のとおりです。費用の詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）等をご覧ください。

■ **購入時手数料**

購入価額に**3.24%（税抜3.0%）**を上限として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。  
※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

■ **信託財産留保額**

換金請求受付日の基準価額に**0.3%**を乗じた額です。

■ **運用管理費用（信託報酬）**

ファンドの日々の純資産総額に対して**年率1.62%（税抜1.50%）**を乗じた額です。  
運用管理費用（信託報酬）は、毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。

■ **その他の費用・手数料**

以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。

◆ **監査費用**

ファンドの日々の純資産総額に定率（年0.00324%（税抜0.0030%））を乗じた額とし、実際の費用額（年間27万円（税抜25万円））を上限とします。なお、上限額は変動する可能性があります。

◆ **その他の費用※**

売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等

※「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※ 当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。



SOMPO ホールディングス | Innovation for Wellbeing

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第351号  
加入協会/一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会

当資料は損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社（以下、弊社）により作成された一般的な情報提供資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。投資信託は金融機関の預金と異なりリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本、分配金の保証はありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。当資料に記載された意見等は予告なしに変更する場合があります。また、将来の市場環境の変動等により、当該運用方針が変更される場合があります。投資信託の設定・運用は委託会社が行います。お申し込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時にお渡しますので、詳細をご確認の上、お客さま自身でご判断下さい。なお、お客さまへの投資信託説明書（交付目論見書）の提供は、販売会社において行います。